

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年5月7日（令和元年（行個）諮問第2号）

答申日：令和2年6月1日（令和2年度（行個）答申第17号）

事件名：本人に対する療養補償給付等の不支給決定に係る調査復命書等の一部  
開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私（特定個人，昭和24年特定日生）が療養補償給付，休業補償給付の請求を行い，特定労働基準監督署が平成30年特定日付で不支給決定した調査復命書とその添付書類すべて。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成30年12月14日付け徳労発基1214第6号により徳島労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

負荷要因の状況。その他の特記事項。被災労働者の日常業務。電話による聴取内容。「調査に関するとりまとめ」3（1），（2）及び（4）が不開示であること。平成30年特定日の特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の聴取書が全面不開示になっている。

審査請求人及びその親族からの聴取にもとづく調査結果であり，全面開示すべきだ。

##### （2）意見書

ア 「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の判断のための調査復命書」について

（ア）1頁「事案の概要」欄

審査請求人の申述に対する特定監督署の概要確認であり，判定にかかわる部分でもあり，開示すべき。９頁との整合性がとれるのか。  
(イ) ３頁，５頁及び６頁の「負荷要因の状況」欄，「労働時間以外の負荷状況」欄，８頁及び９頁の「その他特記事項」欄並びに９頁の「被災労働者の日常業務」欄

審査請求人が求める個人情報であり，開示すべき。

イ 監督署による聴取書について

全面不開示になっている。

聴取は審査請求人にかかわる内容であり，開示すべきである。

ウ 審査請求人は，特定監督署の決定した労災保険の不支給決定の理由の開示を求めたものである。

特定監督署も審査請求人から同意書を取り，調査を行っている。同意書は，審査請求人の個人的な事項（診療内容，勤務状況，日常生活，対人関係，家族，損害求償）のすべての内容に及ぶものとなっている。

開示請求した内容は，審査請求人の個人情報そのものであり，審査請求人が求めるとおり開示すべきである。

### 第３ 諮問庁の説明の要旨

#### １ 本件審査請求の経緯

(１) 審査請求人は，平成３０年１０月１７日付け（同年１１月９日受付）で処分庁に対し，法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(２) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ，審査請求人はその取消しを求めて，平成３１年１月２４日付け（同月２８日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### ２ 諮問庁としての考え方

本件審査請求については，原処分における不開示部分のうち審査請求人が開示を求める部分について，その一部新たに開示することとし，その余の部分については，適用条項を改めた上で，不開示とすることが妥当であると考えます。

#### ３ 理由

(１) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記録された文書は，具体的には，別表の１欄に掲げる文書１ないし文書４の各文書である。

(２) 不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報のうち，別表の３欄に掲げる部分の不開示情報該当性は，以下のとおりである。

ア 法１４条２号の不開示情報

(ア) 文書２①及び３①は，審査請求人以外の個人に関する情報であつ

て、特定の個人を識別することができるものに該当する。このため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1, 2②, 3②及び4は、特定監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。聴取内容等が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条7号柱書きの不開示情報

文書1, 2②, 3②及び4は、特定監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。(中略)

聴取内容等が開示された場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (3) 新たに開示する部分

文書2の聴取書に記載されている生年月日及び年齢の情報のうち、数字以外の部分は、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示することとする。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分のうち審査請求人が開示を求める部分について、上記3(3)に掲げる部分を新たに開示することとし、その余の部分(別表の3欄に掲げる情報)については、適用条項を法14条2号及び7号柱書きに改めた上で、不開示とすることが妥当であるものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |            |               |
|------------|---------------|
| ① 令和元年5月7日 | 諮問の受理         |
| ② 同日       | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月24日    | 審議            |

- ④ 同年6月13日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 令和2年3月25日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年5月28日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、文書1の1頁の「事案の概要」欄、3頁、5頁及び6頁の「負荷要因の状況」及び「労働時間以外の負荷要因」の各欄、8頁及び9頁の「その他特記事項」欄並びに9頁の「被災労働者の日常業務」欄の各不開示部分、文書2及び文書3の不開示部分並びに文書4の3(1)、(2)及び(4)の不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分（別表の3欄に掲げる部分）については、適用条項を法14条2号及び7号柱書きに改めた上でなお不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### (1) 法14条2号該当性について

文書2①及び文書3①は、聴取書又は電話聴取書に記載された審査請求人以外の個人の氏名、職業、住所、生年月日、署名、印影及び電話番号である。これらは、それぞれ法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、当該部分は、氏名等個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (2) 法14条2号及び7号柱書き該当性について

ア 文書1及び文書4のうち、特定監督署の担当官が聴取を行った者の職氏名及び属性

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項に

よる部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書1及び文書4（いずれも上記アを除く。）並びに文書2②及び文書3②

当該部分は、特定監督署の担当官が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容である。

聴取内容を開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表

1 文書 番号	2 対象 文書名	3 審査請求人が開示を求 める部分	4 3 欄のうち諮問 庁が不開示を維持す るとしている部分	法 14 条各号 該当性	
				2号	7号柱 書き
文書 1	調査復命 書（療養 補償給付 請求書等 添付文書 を 含 む。）	1 頁の「事案の概要」欄， 3 頁， 5 頁及び 6 頁の「負 荷要因の状況」及び「労働 時間以外の負荷要因」の各 欄， 8 頁及び 9 頁の「その 他特記事項」欄並びに 9 頁 の「被災労働者の日常業 務」欄の各不開示部分	全て	○	○
文書 2	聴取書	不開示部分の全て	① 1 頁の住所，職 業，氏名並びに生年 月日及び年齢の情報 の数字部分， 5 頁 6 行目の署名及び印影	○	
			② 1 頁 8 行目ない し 5 頁 5 行目の聴取 内容	○	○
文書 3	電話聴取 書	不開示部分の全て	① 1 頁の被聴取者 職氏名及び電話番号	○	
			② 1 頁 5 行目ない し 1 1 行目	○	○
文書 4	調査に関 するとり まとめ	3 (1)， (2) 及び (4) の不開示部分	全て	○	○

注) 理由説明書・別表の文書 1 ないし 3 の下線部に誤りがあったため，当審査  
会事務局において訂正した。